

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

平素より協会けんぽの事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

協会けんぽの直近の財政状況ですが、医療費の伸び率が賃金の伸び率を上回る赤字構造が続いてきていることに加え、今後も協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化などにより保険給付費の継続的な増加が見込まれます。加えて、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金が短期的に急増し、その後も中長期的に高い負担額で推移することも見込まれております。

このように、協会けんぽの今後の財政は楽観を許さない状況にあります。

そうした中、医療費適正化及び健康づくりなどの保健事業により一層注力して参りたいと思っております。医療費適正化の取り組みとしては、ジェネリック医薬品、「上手な医療のかかり方」についての加入者の皆様への働きかけ、地域における医療提供体制整備への積極的な関与などに取り組んで参りました。今後さらにはバイオシミラーの使用促進や、ポリファーマシーについての周知啓発などに取り組んで参ります。

保健事業の取り組みとしては、2022年10月からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を開始、2023年度からは健診の自己負担額の軽減を実施、2024年度は付加健診の対象年齢を拡大するなど、加入者の皆様の健康づくりに力を入れて参りました。今後さらには、現役世代への取り組みをより一層推進する観点から、人間ドックに対する補助、若年層を対象とした健診の実施、被扶養者に対する健診の拡充など、健診体系の刷新を図っていく予定でおります。

「健康づくりは幸せづくり」

本年も加入者の皆様の「健康づくり」「幸せづくり」に精一杯伴走して参ります。どうかよろしくお願ひ致します。

全国健康保険協会福井支部 支部長 前田 英之



協会けんぽ福井支部 公式LINE始めました!

加入者の皆様へ、よりタイムリーに情報をお届けし、またいつでも手軽にご覧いただけるよう協会けんぽ福井支部ではLINEの公式アカウントを開設いたしました。健康情報をはじめとした様々なお役立ち情報を月2回程度配信していきます。お友達追加、お待ちしております!

友達追加の方法



- ① 二次元コードを読み取る
LINEアプリ内「ホーム」▶「友だち」▶「友だち追加」から、二次元コードを読み取る
- ② IDから登録
LINEアプリ内「ホーム」▶「友だち」▶「友だち追加」▶「検索」から、ID検索で「@kenpo_fukui」を入力
- ③ アカウント名で検索
LINEアプリ内「ホーム」▶「友だち」▶「検索」から、「協会けんぽ福井」を検索

〳令和7年3月1日より予約の受付開始!〴

令和7年度の生活習慣病予防健診について

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、35歳～74歳のご本人(被保険者)様を対象に、生活習慣病予防健診を実施しています。3月下旬に事業所様へ郵送でご案内をお届けします。ぜひ積極的にご利用ください。

受診までの流れ

- 1 健診機関を選択**

- 2 健診機関に予約**


早期に予約の受付が終了となる健診機関もあるため、ご予約はお早めに!
- 3 受診**


インターネットからも健診対象者の確認ができます!

情報提供サービスをご利用いただくと、令和7年度の生活習慣病予防健診対象者一覧を3月4日(予定)からインターネットで確認することができます。こちらもあわせてご活用ください。

《情報提供サービスを利用されたことがない事業所様》

協会けんぽのホームページよりユーザーIDの申請をお願いします。IDの発行には1週間程度かかります。

《すでに情報提供サービスを利用している事業所様》

ログイン可能かご確認ください。お客様設定パスワードおよび協会けんぽ発行パスワードをお忘れの場合は、再度ご申請が必要です。

※IDの有効期間は最終ログイン日より1年間です。

協会けんぽ 情報提供サービス

詳しくはこちら



資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくをお願いします。

対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

